

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」（以下「低入札調査試行要領」という。）に基づく**失格基準価格等**を適用します。その概要は以下 1、2 のとおりです。

- 1 予定価格が100万円を超えW T O適用基準額未満の工事
 - (1) 「低入札調査試行要領」第5により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
 - (2) 「低入札調査試行要領」第4により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効（失格）又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」をご覧ください。
- 3 県では、週休2日工事、ICT活用工事を推進しています。詳細については、現場説明書の「・多様な働き方」、「ICT活用工事の実施方針」をご覧ください。
- 4 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜打ち審査の実施となった場合は、発注機関の長より通知しますので、予めご承知ください。
- 5 県では、建築現場を働きやすい環境とする取組の一環として「快適トイレ」の設置を推進しています。詳細については、「**建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領**」をご覧ください。
- 6 **本件は、「建築工事における情報共有システム活用試行対象工事」です。詳細については、「建築工事における情報共有システム活用試行要領」をご覧ください。**
- 7 **本件は、工事成績評定の対象です。**

令和 8 年（2026年）6 月 26 日

長野県知事 阿部 守一

記

○ 入札の方式 **総合評価落札方式（工事成績等簡易型）**

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 上田千曲高校普通教室棟改修工事
- (2) 工事箇所名 上田市中之条
- (3) 工 事 概 要 普通教室棟（RC3F 2, 203㎡）の断熱・建具改修、内外装改修、トイレ改修ほか工事
- (4) 工 期 工事開始日から**約570日間** 債務負担行為設定済

(5) 支払条件 前金払 原則として「1件の請負代金額が100万円以上の工事等」について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。

部分払 原則として「1件の請負代金額が50万円以上の工事等」について、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第156条の規定による範囲内で部分払する。

支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定しております。

令和8年度 請負代金の 約 30 %の金額

令和9年度 請負代金の 約 70 %の金額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まですべて満たしていることが必要です。

(1) 入札参加資格業種	建築一式工事
(2) 資格総合点数	964点以上
(3) 同種工事の実績又は専門性の有無	なし
(4) 県工事の契約実績に件	なし
(5) 特定建設業の許可に件	あり
(6) 営業所の所在地に件	<u>県内に本店</u> を有していること。
(7) その他の参加資格要件	<u>主任(監理)技術者</u> として、 <u>1級建築士</u> または <u>1級建築施工管理技士</u> を配置できること。

3 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設 計 図 書 覧 の 図 書 覧	令和 8 年 6 月 26 日 (金) から 注) 1 のとおり	長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁 建設部 施設課
設計図書等の入手方法 申請書等 設計書(工事費内訳(金抜き)) 図面等の書	令和 8 年 6 月 26 日 (金) から	長野県公式ホームページ(電子入札 スタートページ<入札情報システム>) 入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp 注) 2 のとおり
質問書の受付	令和 8 年 6 月 29 日 (月) から 5 日間 令和 8 年 7 月 3 日 (金) 17時まで	長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁 建設部 施設課 FAX:026-235-7477 メールアドレス:shisetsu@pref.nagano.lg.jp
回答の 閲覧期間	令和 8 年 6 月 30 日 (火) から 最終回答期限 6 日間 令和 8 年 7 月 7 日 (火) 注) 3 のとおり	長野県公式ホームページ(電子入札 スタートページ(入札情報システム)) アドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法	電子入札のみ	
入札書等提出開始日 及 提出期限	① 入札書等提出開始日 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 注) 4 のとおり ② 電子入札書等提出期限 令和 8 年 7 月 13 日 (月) 13時まで 注) 5 のとおり	
開札日時	開 札 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 午前 8 時 30 分から 注) 6 のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ掲載します。	
予定価格 開札後公表設計書 価格以外の評価結果 の公表	令和 8 年 7 月 16 日 (木)	
予定価格 価格以外の評価結果 に対する 疑義申立て	令和 8 年 7 月 16 日 (木) から 令和 8 年 7 月 17 日 (金) 12時まで 2日間	長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁 建設部 施設課 メールアドレス: shisetsu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の 公表予定日	令和 8 年 7 月 21 日 (火) 13時	
落札予定日	令和 8 年 7 月 28 日 (火)	注) 7 のとおり
入札結果 の公表	落札決定した日の翌日	注) 8 のとおり

- 注) 1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- 2 入札情報システム(この入札公告をダウンロードしたホームページ)からダウンロードできます。
- 3 質問内容により回答の閲覧（入札情報システムへの掲載）に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 4 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知のうえ、入札書等の提出を行ってください。
- 5 県がシステム・サポート可能な時間は、午前9時から午後5時(休日を除く)です。
入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 6 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 7 落札者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 8 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページ（電子入札スタートページ<入札情報システム>）（<http://www.pref.nagano.lg.jp>）に掲載することにより公表します。
- 9 価格以外の評価結果（技術提案に対する評価を除く）について疑義がある場合は、
結果を公表された日を含めて2日間（休日を含まない）の受付期間
（受付最終日の締め切り時間は午前12時とする）に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目
（技術提案項目を除く）について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。
- ア 受付場所 8「入札担当(問合せ先)」に同じ。
- イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について（様式17号）」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。
- ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

- 4 本件入札は**総合評価落札方式実施要領**に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

(1) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。（公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。）

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目			配点	評価点の算定方法
価格		点	86.50点	入札金額が調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格/調査基準価格　[小数点以下第3位四捨五入2位止め] 入札金額が価格点基準価格を上回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×価格点基準価格／入札価格　[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1　調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項に基づく低入札価格調査基準価格とします。 ※2　価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の入札価格を価格最高点とします。 なお、価格点基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項（2）に定める低入札価格調査基準価格又は同要領第4第2項（3）に定める基準算定基礎額（建設工事）のことをいいます。 ただし、同要領第4第2項（3）の場合には、価格点基準価格の下限値は低入札価格調査基準価格と同額とします。 ※3　入札価格とは、各応札者の入札価格とします。 ※4　応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く）を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算します。
価格以外の評価点	工　事　成　績		7.00点	評価点＝7.0点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65） [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1　工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2か年（令和6年1月1日から令和7年12月31日まで）に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年（令和4年1月1日から令和7年12月31日まで）とします。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] なお、評価対象業種はすべての工事です。 ※2　最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とします。 ※3　工事成績点が86点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算します。（評価点の計算において、86点を上限とします。） ※4　工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとします。 ※5　① 業種ごとに評価する対象業種の場合は、同評価業種として対象期間に長野県が発注したすべての工事を対象とする。 ② すべての業種を対象とする場合は、業種区分に関係なく、対象期間に長野県が発注したすべての工事を対象とする。 ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。 ※6　長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1（粗雑工事、契約違反）に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。
	工　事　実　績	同種工事実績	2.00点	a　過去15年以内に竣工したRC造（SRC造を含む）で3階建て以上かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の施工実績が5件以上ある者　：2.0点 b　上記a以外で過去15年以内に竣工したRC造（SRC造を含む）で3階建て以上かつ延べ面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事の施工実績が2件以上ある者　：1.0点 ※1　過去15か年（平成23年4月1日から公告日前日まで）に竣工した公共機関（建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関）又は民間から発注された工事を元請した実績により評価します。 ※2　工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めないものとします。 ※3　建築物とは、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第1項に示す1の建築物（1棟）のことを指します。 ※4　増築工事の場合は、増築部分を対象とします。 ※5　件数の1件とは、1契約のことを指します。 【落札候補者資格審査時の提出書類】同種工事実績調書（様式5－4号）
		優良工事等表彰実績	0.25点	建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優良工事等表彰の受賞実績を有する者（いずれも表彰日が令和5年度から令和6年度の受賞者に限る。）　：0.25点 【落札候補者資格審査時の提出書類】優良工事等表彰実績調書（様式5－9号）
		社会貢献	0.5点	令和8年度の県営住宅における緊急修繕業者への登録がある者　：0.5点 【落札候補者資格審査時の提出書類】緊急修繕工事指定業者証

	技 術 者 格	1.0点	a <u>1級建築士かつ1級建築施工管理技士</u>の資格を有する主任（監理）: 1.0点 技術者が配置できる場合 b 上記 a 以外で <u>1級建築士</u>の資格を有する主任（監理）技術者が配置できる場合 : 0.5点 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格においては公告日現在で登録が完了していることが必要です。） ※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。 ※3 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人の資格で評価することができます。 なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」及び「実績等」であるが、各項目の加点申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。 【落札候補者資格審査時の提出書類】 配置技術者予定調書（様式5－6号）、資格者証等の写し
			a <u>建設工事</u>に係る<u>長野県優良技術者表彰</u>、又は<u>国土交通省、農林水産省、林野庁の優秀工事技術者等表彰</u>を受賞した主任（監理）技術者（いずれも表彰日が令和<u>3</u>年度から令和<u>6</u>年度の受賞者を対象とする。ただし、長野県優良技術者表彰の若手部門にあっては、令和<u>5</u>年度から令和<u>6</u>年度の受賞者を対象とする。）を配置できる場合、又は過去4か年（<u>令和4年1月1日</u>から令和<u>7年12月31日</u>日まで）に竣工した国又は<u>長野県</u>発注の<u>建築</u>工事において、工事成績評定点が<u>82点</u>以上の実績を<u>2</u>件以上有する主任（監理）技術者を配置できる場合 : 1.0点 b 上記 a 以外で過去4か年（<u>令和4年1月1日</u>から令和<u>7年12月31日</u>日まで）に竣工した国又は<u>長野県</u>発注の<u>建築</u>工事において、工事成績評定点が<u>82点</u>以上の実績を有する主任（監理）技術者を配置できる場合 : 0.75点 c 上記 a、b 以外で過去4か年（<u>令和4年1月1日</u>から令和<u>7年12月31日</u>日まで）に竣工した国又は<u>長野県</u>発注の<u>建築</u>工事において、工事成績評定点が<u>79点</u>以上の実績を有する主任（監理）技術者を配置できる場合 : 0.5点 ※1 この項目でいう、<u>建設工事</u>とは、<u>建築系及び土木系</u>で発注された工事全てを指し、<u>建築</u>工事とは、<u>建築系</u>で発注された工事のみを指します。 ※2 <u>工事成績評定点による加点については、主任技術者として担当した工事を要件とする。また、令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事のうち、監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人が担当した工事は、評価の対象とすることができる。なお、評価の対象となる工事は、一定の要件を満たす工事を対象とし、現場代理人の資格は、所定の要件を満たしていることを条件とする。評価の対象となる工事及び資格は（2）のとおりとする。</u> ※3 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人が担当した主任技術者としての実績等で評価することができます。 なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」及び「実績等」であるが、各項目の加点申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。 ※4 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した技術者を配置する場合は、申請に基づきその休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができる。 ※5 災害復旧工事に従事した場合は、申請に基づき、この工期に相当する期間（工事開始日からしゅん工検査日まで）を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。ただし、災害復旧工事に従事した場合とは、成績評定を実施しない工事に限る。 【落札候補者資格審査時の提出書類】 配置技術者予定調書（様式5－6号） 産前産後休業・育児休業・介護休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価する場合は、その休業期間を証明する書類 災害復旧工事実績調書（技術者要件の実績期間）（様式5-22号）
	技 術 者 要 件	1.0点	実 績 等

	継続教育 (CPD)	0.5点	建築CPD運営会議に属する団体が認定した継続教育の学習単位が 18単位 以上の主任（監理）技術者を配置できる場合 : 0.5点 ※1 学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、 証明期間 が入札公告日の前年度の3月31日までの3年間の内にあるもの。 【落札候補者資格審査時の提出書類】 配置技術者予定調書（様式5-6号）
	労働環境	1.0点	経営事項審査の 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況（W1）が30点以上 ある者 : 1.0点 ※1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況（W1）は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認します。 【落札候補者資格審査時の提出書類】 経営事項審査結果通知書の写し
	建設キャリアアップシステム	0.25点	当該工事において、 建設キャリアアップシステムを活用することを誓約 する者 : 0.25点 ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。 ※2 評価を申請した落札候補者は、誓約書（様式5-20号）の提出が必要。 【落札候補者資格審査時の提出書類】 建設キャリアアップシステムを活用する誓約書（様式5-20号）
	小計	13.50点	
総合評価点		100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点

(2) 本件の技術者要件の実績等で評価対象とする「監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人が担当した工事」は以下のとおりとする（ただし、令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事に限る）。

対象工事一覧表

	業種区分	しゅん工した工事の最終契約額
1	建築一式工事	1億円以上
2	舗装工事	4000万円以上
3	電気・電気通信工事	2500万円以上
4	とび・土工・コンクリート工事	6000万円以上
5	解体工事	6000万円以上
6	管・鋼構造物・造園・その他工事	3500万円以上

(3) 本件の技術者要件の実績等で評価対象とする「資格を有する現場代理人が担当した工事」は、以下の資格を有していることを条件とする（ただし、評価対象とする工事の公告日前日までに資格取得しているものに限る）。

・評価対象工事に関係法令に基づき主任（監理）技術者及び監理技術者補佐として配置できる資格※

※配置技術者として実務経験が必要な資格は、実務経験年数を満たしている場合に限る

(4) 入札時に提出が必要な資料

規定している要領等	入 札 時 の 提 出 資 料 等	注意事項
受 注 希 望 型 競 争 入 札 実 施 要 領	① 入札書 ② 工事費内訳書	(1) 電子入札の場合 ②は、通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」の内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、8「入札担当（問合せ先）」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書（様式5-3）を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」（ https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/yousiki.html ）に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料（スクリーンショット等）も提出してください。（上記URLに参考様式を掲載） ファイル容量は全体で3MB以下としてください。 (2) ①②③のいずれかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料（スクリーンショット等）は、この対象とはしない。 (3) ③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分精査してください。
総 合 評 価 落 札 方 式 実 施 要 領	③ 価格以外の評価点申請	

(5) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料

本件入札においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。

ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上ある時は、建設工事に係る受注希望型競争入札公告

〔共通事項〕 7（4）による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の**入札参加資格要件、総合評価の価格以外の評価項目の内容**を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、発注機関の長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して**2日**以内（休日を除く。）に、次に掲げる書類を提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受 注 希 望 型 競 争 入 札 実 施 要 領	「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」の「10 落札者候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出」の記載によります。	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書（様式5-8号）により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した 配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。
総 合 評 価 落 札 方 式 実 施 要 領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 ※ 必要な資料については、4（1）総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に記載。	

(6) 価格以外の評価内容の確保等

- ① 発注機関の長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取り消すことがあります。
- ② 発注機関の長は、契約者が価格以外の評価の内容を満足できなかった場合にあっては以下のとおり取り扱うものとします。
 - ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、工事請負契約書（案）第47条第6号による契約解除を行うことができるものとします。
 - イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。
 - ウ 工事成績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点がかわらないように減額変更します。
 - エ 工事成績評定においてマイナス評価とします。
- ③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

(7) その他

- ① 価格以外の評価項目は、案件個別に工事内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。
- ② 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく **失格基準価格等**を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書（特記仕様書、設計図面）及び閲覧用の工事費内訳書（金抜）（※）等について、設計図書等間に食い違いがあった場合の解釈の優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお、疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

※「工事費内訳書（金抜）」とは、長野県建設工事積算基準第4の定めにより作成した「積算工事費内訳書」を基にして「単価」及び「金額」の欄を空欄として作成した書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいいます。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 工事費内訳書（金抜）
- 3 特記仕様書(共通事項)
- 4 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。）

6 その他の入札条件

- (1) 本公告文に定める以外は、「建設工事に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」、「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」（Q & A）「受注希望型競争入札に関する質問・回答」（Q & A）及び「長野県電子入札システム利用規約」に示すとおりです。

なお、競合する事項については、本公告文が優先します。

- (2) 「建設工事に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」中、「5 工事費内訳書の提出」において提出を求める内訳書は、**工事費内訳書全て(工事内訳・種目別内訳・科目別内訳・中科目別内訳・細目別内訳・別紙明細)・(全75頁相当分)**を言います。

7 工事費内訳書（金抜）の取扱い

- (1) 本工事では、入札時において発注者が工事費内訳書（金抜）を示し、入札参加者が工事費内訳書（金抜）を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、工事費内訳書（金抜）に基づき、積算数量に関する協議を行うことができます。

なお、工事費内訳書（金抜）に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではありません。
- (2) 受注者は、工事費内訳書（金抜）に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとします。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとします。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、工事費内訳書（金抜）における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとします。
- (4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、工事費内訳書（金抜）に基づき行うものとします。
- (5) (1)の協議の結果、工事費内訳書（金抜）に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとします。

8 入札担当（問い合わせ先）

建設部 施設課 営繕事務係 （長野市大字南長野字幅下692の2）

TEL 026-232-0111 （内線 3681） 担当 山口

9 設計図書等の入手方法について

入札情報システムのダウンロード機能による工事設計図書等の頒布期間は、公告の日から1年間です。

設計図書等内訳

図 書 名	ホームページ 掲載の有無	サイズ	枚数	備考
設 計 書				
概 要 図	○	A 3	1	
内訳書（金抜き）	○	A 4	75	表紙等含む
現場説明書	○	A 4	5	
特記仕様書（共通事項）	○	A 4	10	
図 面				
意匠図	○	A 3	68	表紙等含む
電気設備図	○	A 3	25	
機械設備図	○	A 3	21	
計			114	

10 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で別紙「工事費内訳書」を提出してください。（工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差支えありません。）

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第29条第1項第4号の取扱いとし「入札書の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

11 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面又は対面によるヒアリング

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡します。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。